

○農林水産省令第 号

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第十八条第一項の規定に基づき、テンサイシストセンチュウの緊急防除に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年 月 日

農林水産大臣 野上浩太郎

テンサイシストセンチュウの緊急防除に関する省令の一部を改正する省令

テンサイシストセンチュウの緊急防除に関する省令（平成三十年農林水産省令第十二号）の一部を次のように改正する。

一
一

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改正後	改正前
<p>(作付けの禁止)</p> <p>第三条 防除区域においては、しょくようだいおう、<u>だいこん（テンサイシストセンチュウの防除を行うことを目的として栽培される葉だいこんを除く。）</u>、トマト、ほうれんそう、あぶらな属植物及びふだんそう属植物（以下「しょくようだいおう等」という。）の作付けをしてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りではない。</p> <p>一・二 （略）</p>	<p>(作付けの禁止)</p> <p>第三条 防除区域においては、しょくようだいおう、トマト、ほうれんそう、あぶらな属植物及びふだんそう属植物（以下「しょくようだいおう等」という。）の作付けをしてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りではない。</p> <p>一・二 （略）</p>

附 則

この省令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。